

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 嘱託職員（コミュニティソーシャルワーカー）募集

神戸市社会福祉協議会では、下記のとおりコミュニティソーシャルワーカー（嘱託職員）を募集します。

1. 採用職種 嘱託職員
2. 募集人数 1名
3. 主な業務 身近な生活圏域等で福祉コミュニティづくりを行う専門職を、一般的にコミュニティソーシャルワーカーと呼んでいます。
生活課題を抱えた方等の相談に応じ、地域の関係者や専門機関などとのつなぎ役として支援を行うとともに、専門機関、関係者、地域住民等とネットワークを構築し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。
4. 資格要件 下記(1)(2)の要件のいずれか、および(3)の要件を満たすこと。
(1)社会福祉協議会や福祉施設、地域包括支援センター等において、相談・支援業務や地域福祉の実践経験が1年以上ある方
(2)福祉に関する以下のいずれかの資格を有する方
①社会福祉士、②精神保健福祉士、③介護支援専門員、
④社会福祉主事任用資格（三科目主事を除く）
(3)ワード、エクセルの文書作成、計算、レイアウト調整、業務に必要なシステム使用等、基本的なパソコン操作ができること
また、普通自動車運転免許を所持し、安全に運転できる技術を有することが望ましい
5. 雇用期間 令和8年11月1日(日)～令和9年3月31日(水)（契約は年度単位）
※入職日は1か月単位で応相談。契約は更新することがある
6. 労働条件 本会規程に基づく嘱託職員として採用
(賃金) 月額212,000円（令和8年4月現在）、通勤手当（定期代支給）
コミュニティソーシャルワーカー手当 月額20,000円
(勤務日) 月～金曜日 土日祝日、年末年始休み
※事業実施等により、土日祝日に勤務を命じることがあり
(勤務時間) 8:45～17:30
※休憩60分・別途超過勤務を命じることがあり
(勤務場所) 兵庫区社会福祉協議会（神戸市兵庫区荒田町1-21-1 兵庫区役所内）
(その他) 年次有給休暇、神戸市勤労者福祉共済加入、各種社会保険有

8. 選考試験 書類選考を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し、合格者を決定します。

9. 提出書類 下記まで次の書類を送付してください。令和8年10月7日（水）必着

①履歴書 ②職務経歴書 ③作文（※）

*封筒に朱書きで「コミュニティソーシャルワーカー（嘱託職員）応募書類在中」と記入

※③作文について

テーマ「私が目指すコミュニティソーシャルワーカーとは」

あなたが目指すコミュニティソーシャルワーカー像について、志望動機や経験、問題意識を踏まえ**800字以内**にまとめ、**原稿用紙に手書き**で作成してください。*原稿用紙は本会ホームページよりダウンロードしてください。

10. 面接日 令和8年10月中旬

※書類選考通過の方へ、面接日時を連絡します。

場所：こうべ市民福祉交流センター内 会議室

11. 問い合わせ先・応募先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

神戸市社会福祉協議会 総務部（ 川本・松岡 ）

TEL 078-271-5314